千葉市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１２月１１日

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市規則第６０号

千葉市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

千葉市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成１６年千葉市規則第６１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録簿の閲覧） 第９条［略］ ２　登録簿を閲覧に供する日及び時間は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）第１条第１項に規定する市の休日以外の日の午前９時から**午後５時１５分**まで（正午から午後１時までを除く。）とする。 ３～５［略］	（登録簿の閲覧） 第９条［略］ ２　登録簿を閲覧に供する日及び時間は、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）第１条第１項に規定する市の休日以外の日の午前９時から**午後５時**　　まで（正午から午後１時までを除く。）とする。 ３～５［略］

附　則

この規則は、令和８年１月１日から施行する。